

2019年3月27日
株式会社日本クリオ

弊社に対する行政処分並びに今後の対応について

株式会社日本クリオ（所在地：広島市中区 代表者：佐伯孝之 以下、当社）は、2019年3月19日に中国経済産業局並びに山口県より、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律による改正前の特定商取引に関する法律 第8条第1項及び特定商取引に関する法律（以下、「特定商取引法」といいます。）第8条第1項の規定に基づき、行政処分並びに訪問販売に係る業務の停止命令を受けましたので、ご報告致します。

当社製品をご愛顧いただいておりますお客様、関係者の皆さまに多大なご迷惑ならびにご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

尚、今回の業務停止の対象は訪問販売行為に係る業務でございますので、現在当社製品をご愛用頂いているお客様各位、お取引様各位に影響を及ぼすものではございませんので、ご安心くださいませ。

■ 処分背景 ■

当社に属していた（現在は退職しております）一部従業員が就業時間中にも関わらず、当社の許諾なく「株式会社ゆたか設備」にも二重で所属し、その際に旧法を含む特定商取引法に抵触する販売行為を行っていたようであり、該当従業員の管理監督を怠っていた当社並びに代表である佐伯孝之に対し、処分が発表されました。

今回の処分は該当従業員の就業時間中の管理監督を怠っていたことに起因するものであり、処分に該当する訪問販売業務及び、製品の提供を当社が行っていたものではございません。

■ 今後の対応について ■

当社としましては、今回の行政処分の内容を厳粛に受け止め、従業員の管理監督体制の見直し並びに、再発防止に努めて参ります。中国経済産業局並びに山口県より 2019年8月19日までに各違反行為の再発防止策及び社内コンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、報告するよう指示を受けておりますので、関係各位にはそのタイミングに合わせ、改善策を報告させていただきます。

重ねてのご案内となりますが、今回の業務停止の対象は訪問販売行為に係る業務でございますので、現在当社製品をご愛用頂いているお客様各位、お取引様各位に影響を及ぼすも

のではありませんので、ご安心くださいませ。

通常通りの業務及び、フィルター交換等のアフターサービス・メンテナンスも従来どおり実施させていただきます。

ご不明点等がございましたら、以下のフォームよりお問い合わせいただくか営業担当に直接お問い合わせくださいませ。

【お問い合わせフォーム】

<https://www.nihon-clio.co.jp/contact/>

改めまして、皆さまに多大なご迷惑ならびにご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

■会社概要

商号 : 株式会社日本クリオ

代表者 : 佐伯孝之

所在地 : 広島市中区上八丁堀 4-1 アーバンビューグランドタワー11F

設立 : 2000年10月

コーポレートサイト : <https://www.nihon-clio.co.jp/>

【本件に関する問い合わせ先】

以下、お問い合わせフォームよりお願い致します。

<https://www.nihon-clio.co.jp/contact/>
